

事務所費

年月日：2021年(R3)10月27日
 内容：電気料金 2021年10月分
 充当割合：4,812円。(5,615円×6/7)
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

切り取らずに金額欄に「コンビニエンスストア等へお出しください」

電気ご使用量のお知らせ(検針票)		いつもご利用いただきありがとうございます。	
玉城 武光 様 コーポ大照 1-B			
電気番号	店所 作業区	ご契約種別	
画番号 家番号 枝 CD	224 5251	2000	
26622 61 1 4		従量電灯	
供給地点特定番号：10-0002-6622-0006-1140-0000			
ご使用量	計 191 kWh	令和 3年 10月分	ご利用期間 9月24日～10月24日 お支払期日 11月24日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
今月検針日 10月25日	翌月検針日 11月24日		
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量
11422.6	11231.3	1	191
計器番号	取替前使用量	前月	前年同月
6552668		181	188
ご請求金額		5,615 円	
(再エネ賦課金)		(再掲 641 円)	
燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh～10kWh	+ 1円26銭	+ 7円88銭	+ 33円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円13銭	+ 0円79銭	+ 3円36銭
沖縄電力株式会社		お問い合わせ先/コールセンター	
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-893-7777		与那原営業所	
停電・緊急 0120-588-703		与那原営業所	
引継 0120-588-390		検針員	
※本票により集金員が収納することはありません。			

切り取らずに金額欄に「コンビニエンスストア等へお出しください」

電気料金払込受領証	
玉城 武光 様	
電気番号	26622- 81-1-4
ご契約種別	従量電灯
令和	3年10月分
領収金額	5,615 円
料金	4,974 円
再エネ賦課金	641 円
【再掲】	
消費税等相当額	510 円
燃料費調整額	24.79 円
ご使用量	191 kWh
※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)	
支払期日	11月24日
金庫欄	12月3日
取扱期限日	12月14日
コンビニ等取扱期限日	12月14日
沖縄電力株式会社	与那原営業所
収入印紙貼付欄	72126

事務所費

年月日：2021年(R3)12月4日
 内容：電気料金 2021年11月分
 充当割合：3,102円。(3,620円×6/7)
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電気ご使用量のお知らせ(検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
 コーポ大照 1-B

電気番号		店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号 枝 CD		
26622	61 1 4	224 5251	2000 従量電灯

供給地点特定番号：10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	126 kWh	令和 3年 11月分	ご利用期間 10月25日~11月23日 お支払期日 12月24日 ※支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	--

今月検針日 11月24日	翌月検針日 12月23日		
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量
11548.3	11422.6	1	126
			計器番号 6552688
		取替前使用量	ご参考使用量(kWh)
			前月 191 前年同月 195

ご請求金額 (再エネ賦課金)	3,620 円 (再掲 423 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh + 7円89銭 + 13円26銭	+33円80銭 +33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 0円79銭 + 1円33銭	+ 3円36銭 + 3円36銭

沖縄電力株式会社
 お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-588-301 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-588-703 与那原営業所
 引越 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 3年11月分

領収金額	3,620 円
料金	3,197 円
再エネ賦課金	423 円

【再掲】
 消費税等相当額 329 円
 燃料費調整額 99.53 円

ご使用量 128 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	12月24日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	12月28日	2126
コンビニ等 取扱期限日	1月13日	1,12.04

沖縄電力株式会社 与那原営業所
 収入印紙貼付欄

事務所費

年月日：2021年(R3)12月23日
 内容：電気料金 2021年12月分
 充当割合：3,018円。(3,522円×6/7)
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
 コーポ大照 1-B

電気番号	画番号	家番号	枝	CD	店所:作業区	ご契約種別
	26622	61	1	4	224 5251	2000 従量電灯

供給地点特定番号：10-0002-6622-0008-1140-0000

ご使用量	計	121 kWh	令和 3年 12月分	ご利用期間 11月24日~12月22日 お支払期日 1月24日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	---

今月検針日	12月23日	翌月検針日	1月27日
今回指示数	11689.1	前回(取付)指示数	11548.3
乗率	1	使用量	121
計器番号	6552668	取替前使用量	
ご参考使用量(kWh)	前月	126	前年同月
			164

ご請求金額 (再エネ賦課金)	3,522 円 (再掲 406 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh +13円28銭 +19円57銭	+33円60銭 +33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき) +1円33銭 +1円96銭	+3円36銭 +3円36銭

沖縄電力株式会社
 お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-588-703 与那原営業所
 引継 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取りました金額欄は、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号	26622- 61-1-4
ご契約種別	従量電灯
	令和 3年12月分

領収金額	3,522 円
料金	3,116 円
再エネ賦課金	406 円

[再掲]
 消費税等相当額 320 円
 燃料費調整額 160.89 円

ご使用量 121 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月24日	日 附 印
金融機関 取扱期日	2月3日	72126
コンビニ等 取扱期日	2月13日	21.12.23

沖縄電力株式会社
 与那原営業所

切り取りました金額欄は、コンビニエンスストア等へお出しください。

事務所費

年月日：2022年(R4) 1月28日
 内容：電気料金 2022年1月分
 充当割合：3,431円。(4,003円×6/7)
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
 コーポ大黒 1-B

電気番号	店所・作業区	ご契約種別
画番号 家番号 枝 CD	224 5251	2000
26622 61 1 4		従量電灯

供給地点特定番号：10-0002-6822-0008-1140-0000

ご使用量	計	133 kWh	令和 4年 1月分	ご利用期間 12月23日～1月28日 お支払期日 2月28日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	1月27日	翌月検針日	2月23日
今回指示数	11801.9	前回(取付)指示数	11669.1
乗率	1	使用量	133
計器番号	6552668	取替前使用量	
ご参考使用量 (kWh)	前月	121	前年同月
	前年同月	181	

ご請求金額 (再エネ賦課金)	4,003 円 (再掲 448 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh～10kWh + 19円57銭 + 28円04銭	+33円60銭 +33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 1円06銭 + 2円91銭	+ 3円36銭 + 3円36銭

お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
 引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が取替することはありません。

切り取りに金融機関、コンビニエンスストア等へお出ください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26822- 61-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 4年 1月分

領収金額	4,003 円
料金	3,557 円
再エネ賦課金	448 円

【再掲】
 消費税等相当額 383 円
 燃料費調整額 260.65 円

ご使用量 133 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月28日	日 附 印
金融機関 取扱期日	3月10日	72126
コンビニ等 取扱期日	3月20日	22,128

沖繩電力株式会社
 与那原営業所
 南風原照屋
 2月28日 印

切り取りに金融機関、コンビニエンスストア等へお出ください。

事務所費

年月日：2022年(R4)2月25日
 内容：電気料金 2022年2月分
 充当割合：2,526円。(2,948円×6/7)
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
 コーポ大照 1-B

電気番号	店所	作業区	ご契約種別
画番号 家番号 枝 CD	224	5251	2000
26622 61 1 4			従量電灯

供給地点特定番号：10-0002-6822-0008-1140-0000

ご使用量	計	95 kWh	令和 4年 2月分	ご利用期間 1月27日～ 2月22日 お支払期日 3月25日 ※支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります
------	---	--------	--------------	--

今月検針日	2月23日	翌月検針日	3月24日
今回指示数	11897.1	前回(取付)指示数	11801.9
乗率	1	使用量	95
計器番号	6552688	取替前使用量	
ご参考使用量(kWh)	前月	133	前年同月
	前年同月	140	

ご請求金額 (再エネ賦課金)	2,948 円 (再掲 319 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh～10kWh + 28円04銭 + 37円25銭	+33円80銭 + 33円80銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 2円91銭 + 3円73銭	+ 3円36銭 + 3円36銭

沖縄電力株式会社
 お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777
 件電・緊急 0120-588-703 与那原営業所
 引越 0120-588-390 検針員

※本票により業員が収納することはありません。

切り取り線

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 81-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 4年 2月分

領収金額	2,948 円
料金	2,629 円
再エネ賦課金	319 円

【再掲】
 消費税等相当額 268 円
 燃料費調整額 276.39 円

ご使用量 95 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月25日	日 附 印
金庫簿調取振替期日	4月4日	
コンビニ等取扱期日	4月14日	

沖縄電力株式会社 与那原営業所
 取入印

事務所費

年月日：2022年(R4)3月26日
 内容：電気料金 2022年2月分
 充当割合：2,850円。(3,326円×6/7)
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電気ご使用量のお知らせ(検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
 コーポ大照 1-B

電気番号	店所 作業区	ご契約種別
画番号 家番号 枝 CD	224: 5251	2000
26622 61 1 4		従量電灯

供給地点特定番号：10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	105 kWh	令和 4年 3月分	ご利用期間 2月23日~ 3月23日 お支払期日 4月25日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	3月24日	翌月検針日	4月25日	ご参考使用量(kWh)	
	今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号
主	12001.7	11897.1	1	105	6552688
					取替前使用量
					前月
					前年同月
					85
					169

ご請求金額 (再エネ賦課金)	3,326 円 (再掲 352 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分 当月分 翌月分	
0kWh~10kWh + 37円25銭 + 39円78銭 + 33円80銭 + 33円80銭	
11kWh以上(1kWhにつき) + 3円73銭 + 3円98銭 + 3円38銭 + 3円38銭	

お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
 引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金額欄を「コンビニエンスストア等」へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 81-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 4年 3月分

領収金額	3,326 円
料金	2,974 円
再エネ賦課金	352 円

【再掲】
 消費税等相当額 302 円
 燃料費調整額 391.60 円

ご使用量 105 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月25日	日一附 印
金額欄 取扱期限日	5月2日	12/20
コンビニ等 取扱期限日	5月15日	22.3.26

神縄電力株式会社
 与那原営業所
 収入印紙貼付欄

切り取らずに金額欄を「コンビニエンスストア等」へお出しください。

事務所費

すべて政務活動費として6/7充当

- ① 2021年 4月26日 4月分水道料金 1,006円 (1,174×6/7)
- ② 2021年 5月31日 5月分水道料金 1,006円 (1,174×6/7)
- ③ 2021年 6月25日 6月分水道料金 1,006円 (1,174×6/7)

①

②

③

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	409-0159-02	令和 3年 4月分
使用水量	1.1 ㎡	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 3年 5月17日

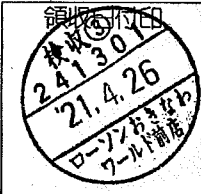
上記の金額を領収しました。
R03.03.06 ~ R03.04.07

南部水道企業団
企業長 金城 政光

南部水道
企業団企
業長印

収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
 - 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



収入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	409-0159-02	令和 3年 5月分
使用水量	1.1 ㎡	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 3年 6月15日

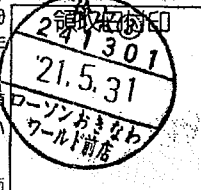
上記の金額を領収しました。
R03.04.07 ~ R03.05.05

南部水道企業団
企業長 金城 政光

南部水道
企業団企
業長印

収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
 - 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



収入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	109-0159-02	令和 3年 6月分
使用水量	1.1 ㎡	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 3年 7月15日

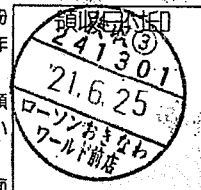
上記の金額を領収しました。
R03.05.05 ~ R03.06.05

南部水道企業団
企業長 金城 政光

南部水道
企業団企
業長印

収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
 - 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



収入印紙不要(お客様控)

事務所費

すべて政務活動費として6/7 充当

- ④ 2021年 7月29日 7月分水道料金 1,006円 (1,174×6/7)
- ⑤ 2021年 8月30日 8月分水道料金 1,006円 (1,174×6/7)
- ⑥ 2021年10月 2日 9月分水道料金 1,006円 (1,174×6/7)

④

⑤

⑥

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所

字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	409-0159-02	令和 3年 7月分
使用水量	0 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限

令和 3年 8月16日

上記の金額を領収しました。

R03.06.05 ~ R03.07.05

南部水道企業団
企業長 金城 政光

南部水道
企業団企
業長印

収納代行 DSK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。

●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



取入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所

字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	409-0159-02	令和 3年 8月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限

令和 3年 9月15日

上記の金額を領収しました。

R03.07.05 ~ R03.08.06

南部水道企業団
企業長 金城 政光

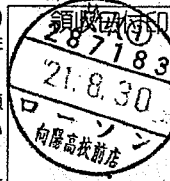
南部水道
企業団企
業長印

収納代行 DSK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。

●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



取入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所

字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	409-0159-02	令和 3年 9月分
使用水量	0 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限

令和 3年10月15日

上記の金額を領収しました。

R03.08.06 ~ R03.09.05

南部水道企業団
企業長 金城 政光

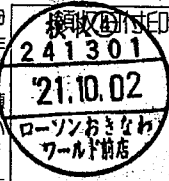
南部水道
企業団企
業長印

収納代行 DSK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。

●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



取入印紙不要(お客様控)

事務所費

すべて政務活動費として6/7充当

- ⑦ 2021年11月 3日10月分水道料金 1,006円 (1,174×6/7)
- ⑧ 2021年11月26日11月分水道料金 1,006円 (1,174×6/7)
- ⑨ 2021年12月26日12月分水道料金 1,006円 (1,174×6/7)

⑦

⑧

⑨

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	109-0159-02	令和 3年10月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限

令和 3年11月15日

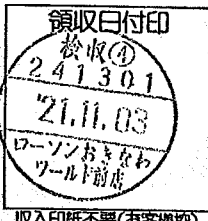
上記の金額を領収しました。
R03.09.05 ~ R03.10.08

南部水道企業団
企業長 金城 政光



収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5カ年間保存してください。
 - 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



取入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	109-0159-02	令和 3年11月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限

令和 3年12月15日

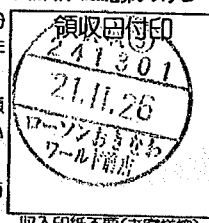
上記の金額を領収しました。
R03.10.08 ~ R03.11.07

南部水道企業団
企業長 金城 政光



収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5カ年間保存してください。
 - 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



取入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	109-0159-02	令和 3年12月分
使用水量	6 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限

令和 4年 1月17日

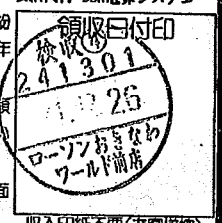
上記の金額を領収しました。
R03.11.07 ~ R03.12.07

南部水道企業団
企業長 金城 政光



収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5カ年間保存してください。
 - 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



取入印紙不要(お客様控)

事務所費

すべて政務活動費として6/7充当

- ⑩ 2022年 1月26日 1月分水道料金 1,006円 (1,174×6/7)
- ⑪ 2022年 3月 8日 2月分水道料金 1,006円 (1,174×6/7)
- ⑫ 2022年 4月 3日 3月分水道料金 1,006円 (1,174×6/7)

⑩

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	109-0159-02	令和 4年 1月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納付期限
令和 4年 2月15日

上記の金額を領収しました。
R03.12.07 ~ R04.01.05

南部水道企業団
企業長 金城 政光

領収日付印
22.1.26

この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

取入印紙不要(お客様控)

⑪

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	109-0159-02	令和 4年 2月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納付期限
令和 4年 3月15日

上記の金額を領収しました。
R04.01.05 ~ R04.02.06

南部水道企業団
企業長 金城 政光

領収日付印
22.3.8

この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

取入印紙不要(お客様控)

⑫

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	109-0159-02	令和 4年 3月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納付期限
令和 4年 4月15日

上記の金額を領収しました。
R04.02.06 ~ R04.03.06...

南部水道企業団
企業長 金城 政光

領収日付印
22.4.3

この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

取入印紙不要(お客様控)

事務所概要申告票

議員名 玉城 武光

1. 物件の所在

住所	南風原町字照屋305-1 コーポ大てる1-B
電話番号	098-889-8510

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input type="checkbox"/> 専用事務所
<input type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [沖縄県農業協同組合南風原支店] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

玉城 武光



貸借人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 玉城 武光

1. 事務所の状況

住所	南風原町字照屋305-1 コーポてる1-B
----	-----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	6/7
------	-----

充当割合の説明：

県議事務所として使用しているが、週に1時間あるいは2時間程度、後援会員などの集まりに使うこともある。

(関係経費)

家賃(月額)	50,000 円
その他	仲介手数料 10,800 円
	円

(充当額)

家賃(月額)	42,857 円
その他	仲介手数料 9,257 円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城武光 (印)

賃貸借契約書

賃借人

契約期間: 29 年 3 月 6 日~

物件名: コーポ大てる 1-B号室

物件住所: 南風原町字照屋305-1

賃借人: 玉城 武光

電気 0120-586-390

賃料支払日
毎月 5日 15日

水道 098-998-2151

保証会社
琉球セーフティー(株)

ガス 098-889-6925
農協プロパン

駐車場No.

注意事項

本契約を解約する場合には借主は1ヶ月前までにご連絡ください。
1か月に満たない場合には、ご連絡のあった日から1ヶ月分の賃料をお支払いいただきます。

車庫証明の発行を希望される方は保証金をお預かりいたします。
抹消の手続きが済みましたら保証金の返金をいたします。

 沖縄県農業協同組合

南風原支店

TEL 098-889-2189

賃貸借契約書

◆目的物の表示

免許番号 沖縄県知事(3)3470号

建物	名称: コーポ大てる	1-B 号室
	所在地: 南風原町字照屋305-1	
	構造: RC 造	4 階建て 間取り 1R

◆賃料等

賃料	家賃: 月額 50,000 円	敷金: 50,000 円	
	共益費: 月額 0 円	礼金: 0 円	
	駐車場: 月額 0 円	火災保険: 0 円	
振替	沖縄県農業協同組合	口座番号	賃料支払日
	支店 [] 預金	口座名義	5日 15日
使用目的	事務所	保証会社	琉球セーフティー(株)
契約期間	平成 29 年 3月 平成 31 年 3月	6日~ 5日まで、以後自動更新	

本契約書の全文を承認し、ここに記名・押印いたします。

平成 29 年 3 月 6 日

貸主(甲)

住所: []
氏名: []

借主(乙)

前住所: []

氏名: []

TEL: []

連帯保証人

続柄

住所: []

氏名: []

TEL: []

同居者(入居者)・緊急連絡先

続柄	氏名	TEL	続柄	氏名	TEL

特約事項

1. 継続入居のため、別紙の賃借権譲渡承諾書のとおり、敷金(50,000円)を除いた賃貸借契約の一切を引き継ぐものとする。

管理会社(丙)
仲介業者

代表者名

取引主任者登録番号
宅地建物取引主任者

沖縄県農業協同組合
南風原支店

代表理事 大城 勉
南風原町字山川526 098-889-2189
(沖縄)第 [] 号

契約事項

第1条 (契約の締結)

- 1 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)、管理会社(以下「丙」という)は、表記の物件(以下「本物件」という。)について、賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

第2条 (契約期間)

- 1 契約期間及び本物件の引渡し時期は、表記に記載のとおりとする。
- 2 甲及び乙は、双方からなんら意義の申し出がないとき、本契約はさらに1年間自動的に更新されるものとし、その後もこれに準ずる。

第3条 (使用目的)

- 1 乙は、表記に記載する使用目的以外に本物件を使用してはならない。
- 2 乙は、使用目的を変更する場合は、甲又は丙より書面による承諾を得なければならない。

第4条 (賃料等及び共益費)

- 1 乙は、表記の記載に従い、賃料等及び、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な水道光熱費に充てる為、共益費を甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、賃料等及び共益費の支払方法について表記に記載する、指定金融機関及び貯金口座からの自動振替支払を甲に依頼する。
- 3 賃料等及び共益費の支払い義務は表記の契約期間の始期日から発生するものとする。但し、1ヵ月に満たない期間の賃料は1ヵ月を30日として日割計算した額とする。
- 4 甲は、次の各号に該当する場合には、契約期間中であっても、賃料等及び共益費の改定をすることができる。
 - (1)土地又は建物に対する租税その他の負担増減により賃料等及び共益費が不当となった場合。
 - (2)土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料等及び共益費が不当となった場合。
 - (3)近傍同様の建物の賃料に比較して賃料等及び共益費が不当となった場合。
 - (4)維持管理の増減により共益費が不当になった場合。
- 5 甲は、乙が本条第1項の債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年14%の割合の損害金を加算できるものとする。尚、この場合の計算方法は年365日の日割計算とする。

第5条 (負担の帰属)

- 1 乙は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 3 契約期間中、町内会費・その他本物件に入居し生活するに当たって生じる諸費用、会費等については乙の負担とする。
- 4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、借戸室に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入する。

第6条 (敷金)

- 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は、本物件を明渡しまでの間、敷金をもって賃料等共益費その他の債務と相殺をすることはできない。
- 3 甲は、本物件の明け渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務(賃料等及び共益費の滞滞・原状回復に要する費用の未払い等)を敷金から控除し、なお残額がある場合には、本物件の明け渡し後、滞滞なくその残額を無利息で乙に返還しなければならない。

第7条 (反社会的勢力ではないことの確約)

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
 - (1)自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - (2)甲又は乙が、法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を終結するものではないこと。
 - (4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第8条 (乙の管理義務)

- 1 乙は、本物件及び共用部分その他付属施設を善良なる管理者の注意をもって、使用する義務を負う。乙の責にて本物件に損害を与えた場合は、乙は速やかに原状に回復しなければならない。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結後に甲または丙は、乙へ入居に必要な本物件のカギを貸与する。乙は、これらのカギを善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときには、新たなカギの設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、カギの追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。
- 6 乙は、本物件に入居後、自己の電話番号の変更や勤務先等の変更事由があった場合には、乙は速やかに電話番号及び変更事項等を甲又は丙へ通知しなければならない。

第9条 (禁止又は制限される行為)

- 1 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し又は賃借してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内における工作物の設置をおこなってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 銃砲、刀剣類または暴発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること。
 - (2) 大型の金庫その他の重量物当を搬入しまたは備え付けること。
 - (3) 配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
 - (4) 大音量でテレビ・ステレオ・カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
 - (5) 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育または搬入すること。
 - (6) 反社会的勢力に賃借権を譲渡または転借、出入りさせること。
 - (7) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (8) 本物件または本物件の周辺において、粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより付近の住人または通行人に不安を覚えさせること。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、甲または丙の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 階段・廊下等共用部分への物品の設置及び看板・ポスター等の広告物の掲示

第10条 (修繕)

- 1 甲は、本項第1号から第3号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
 - (1) 畳の取替・裏返し及び障子紙の張替え、ふすま紙の張替え。
 - (2) 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え及び給水栓、排水栓の取替え。
 - (3) その他費用が軽微な修繕
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲及び丙はあらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第1号から第3号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときには乙は、これを賠償する。

第11条 (契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときには、甲は本契約をなんら催告無しに解除し、即時明け渡し要求をすることができ、乙はこの請求を拒否できない。
 - (1) 第4条(賃料及び共益費)に規定する負担義務。
 - (2) 第10条(修繕)に規定する負担義務。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 第3条(使用目的)に規定する義務
 - (2) 第8条(乙の管理義務)に規定する義務
 - (3) 第9条(禁止または制限される行為)に規定する義務

第12条 (乙からの解除)

- 1 乙は、甲に対して少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができる。前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から30日分の賃料(本契約の解約後の賃料等及び共益費相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して90日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

第13条 (明渡し及び明渡し時の原状回復)

- 1 乙は、第11条(契約の解除)の規定に基づき、本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明渡ししなければならない。
- 2 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件のカギ及び複製したカギを甲または丙に返還しなければならない。
- 3 本契約終了時に本物件内及び本物件周辺に残置された乙の所有物があるときは、乙がその時点でこれを放棄したとみなし、甲はこれに必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 4 乙は、本契約が終了する日までに(第11条「契約の解除」の規定に基づき本契約が解除された場合においても)通常の使用損耗・経年変化以外については本物件を原状回復をしなければならない。
- 5 甲及び乙は、本契約時において、本契約に係る明渡し時の原状回復の条件について、別表の記載によることを確認した。
- 6 甲及び乙は、本物件の明渡し時において、別表の記載に基づいて行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。ただし、原状回復の方法は、別表に特段の定めがない限り、甲が工事の手配等を行うものとし、乙は、自らの負担部分に係る費用を甲に対し支払うものとする。

第14条 (立ち入り)

- 1 甲又は丙は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときには、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否することはできない。
- 3 甲又は丙は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲または丙は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

第15条 (連帯保証人)

- 1 連帯保証人は、乙と連帯して本契約の合意(自動)更新または法定更新の如何にかかわらず、本契約が存続する限り、本契約から生ずる一切の債務を負担する。
- 2 乙又は連帯保証人は、連帯保証人が死亡・所在不明・被保佐人・成年被後見人・無資力等の事由により連帯保証の責を果たし得ない状況になった場合は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。この場合、乙は速やかに甲の承諾を得て連帯保証人を追加または変更しなければならない。

第16条 (家賃保証会社)

- 1 本契約は表記記載の家賃保証会社により乙の家賃債務を担保するものとする。
- 2 家賃保証会社の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

第17条 (契約の消滅及び免責)

- 1 本契約は、天災、地震、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。
- 2 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力が認められる事故(前号の場合を含む)、または甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

第18条 (協議)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第19条 (合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
6/11	電話料金 6月分	6,972	6/7	5,976
9/2	電話料金 8月分	7,066	6/7	6,056
10/16	電話料金 10月分	6,403	6/7	5,488
12/11	電話料金 12月分	10,944	6/7	9,380
2/16	電話料金 2月分	6,724	6/7	5,763
7/24	事務用品(プリンターインク)	8,393	6/7	7,194
8/4	事務用品(プリンターインク)	4,270	6/7	3,660
10/11	事務用品(ラベルシール)	1,870	6/7	1,602
10/14	事務用品	1,870	6/7	1,602
10/16	事務用品	1,870	6/7	1,602
11/19	名刺作成代	2,860	1/2	1,430
12/27	事務用品	877	6/7	751
2/3	封筒印刷代	20,000	6/7	17,142
2/15	パソコン購入代(中古)	34,800	6/7	29,828
3/4	事務用品代	1,167	6/7	1,000
事務費 充当合計				98,474

事務費

年月日：2021年(R3) 6月11日
内容：電話料金 2021年 6月分
充当割合：5,976円 (6,972×6/7)
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
玉城 武光 様

お客様番号
[REDACTED]

2021年 6月ご請求分
金額(円)
¥6,972-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
72126
21.6.11
南風原照屋
ファミリーマート

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

事務費

年月日：2021年(R3) 9月 2日
内容：電話料金 2021年 8月分
充当割合：6,056円 (7,066×6/7)
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
玉城 武光 様

お客様番号
[REDACTED]

2021年 8月ご請求分
金額(円)
¥7,066-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
7/21/20
21,902
西日本電信電話株式会社

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

※ATMでお支払の際は、お支払の金額に印紙を貼付し、お支払の金額に印紙の金額を加えてお支払ください。

事務費

年月日：2021年(R3)10月16日
内容：電話料金 2021年 10月分
充当割合：5,488円 (6,403×6/7)
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
玉城 武光 様

お客様番号
[REDACTED]

2021年10月ご請求分
金額(円)
¥6,403-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
72126
21.10.16
南國興産株式会社

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

※ATMでお金を引き出す際は、お預金通帳を提示してください。また、お預金通帳を提示しない場合は、お振込先を間違える可能性があります。

事務費

年月日：2021年(R3)12月11日
内容：電話料金 2021年12月分
充当割合：9,380円 (10,944×6/7)
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
玉城 武光 様

お客様番号
[REDACTED]

2021年12月ご請求分
金額(円)
¥10,944-

受取人
NITファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

12月 11日
12,11

事務費

年月日：2022年(R4) 2月16日
内容：電話料金 2022年 2月分
充当割合：5,763円 (6,724×6/7)
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATM等には対応しない銀行振込専用紙です。ATM等での入金にはご利用できません。なお、ATM等での入金の場合は、必ずATMの画面に表示される金額と一致することを確認してください。

ご請求先氏名 玉城 武光 様
お客様番号 [REDACTED]
2022年 2月ご請求分 金額(円) ¥6,724-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問い合わせ先 (無料) 0800-3335550
領 取 日 附 印 07346 22.2.16 南風原山川 ファミリーマート
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

事務費

年月日：2021年(R3)7月24日
内容：事務用品(インク) 8,393円
充当割合：7,194円 (8,393×6/7)
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

発行日：2021年07月24日

管理No. 2163-402-0012699

伝票No. 2163-402-206494

領収書
玉城武光 様

¥8,393— (内消費税 ¥763)

但しプリンター インク代 代として。

支払内訳
現金

¥8,393

10%対象

¥8,393(内消費税

¥763)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

※印刷面を内側に折って保管願います。

事務費

年月日：2021年(R3)8月4日
内容：事務用品(インク) 4,270円
充当割合：3,660円 (4,270×6/7)
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

発行日：2021年08月04日

管理No. 2163-403-0002707

伝票No. 2163-403-045036

領収書

玉城武光 様

¥4,270— (内消費税 ¥388)

但し インク 代として。

支払内訳
現金

¥4,270

10%対象

¥4,270(内消費税

¥388)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

※印刷面を内側に折って保管願います。

事務費

年月日：2021年(R3)10月11日

内容：事務用品(ラベルシール) 1,870円

充当割合：1,602円 (1,870×6/7)

充当理由：政務活動費として6/7充当した。

領 収 証

№ 008206

玉城武光 様

R3 年10月11日

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
				1	8	7	0	-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/

但 ラベルシール

上記正に領収いたしました。

収 入
印 紙

ビジネス Depot
合同会社 南風原事務用品
〒901-1116 南風原町字照屋33番地
電話(098)889-5201
FAX(098)889-5986

係
印

事務費

年月日：2021年(R3)10月14日
内容：事務用品(ロール紙) 1,870円
充当割合：1,602円 (1,870×6/7)
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

2021年10月14日

領 収 書

玉城武光 様

¥1,870-

(但し事務用品代として
正に領収致しました)

収入印紙

合同会社
南風原事務用品

南風原町照屋331番地
TEL (098) 889-3701

印刷面を内側に折って保管願います

一連No000003
領収No020535

税
消



事務費

年月日：2021年(R3)10月16日
内容：事務用品(ロール紙) 1,870円
充当割合：1,602円 (1,870×6/7)
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

2021年10月16日

領 収 書

玉城武光 様

¥1,870-

(但し事務用品代として
正に領収致しました)

一連No000058
領収No020544

税
消

収入印紙

合同会社
南風原事務用品

南風原町照屋331番地
TEL (098) 889-3701

印刷面を内側に折って保管願います

事務費

年月日：2021年(R3) 11月19日
内容：事務用品(名刺) 2,860円
充当割合：1,430円 (2,860×1/2)
充当理由：政務活動費として1/2充当した。

領 収 証

No 000318


得意先コード	お 得 意 先 名
	玉城武光 殿

2021年11月19日

¥ 2,860

但し名刺(玉城武光)20枚
上記金額正に領収致しました。片岡 CC.

内 訳	現 金	
	小 切 手	
	銀行振込	
	手 形	
	相 殺	

担当者印	取扱者印
	

あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17-1F2

TEL (098) 861-9145

FAX (098) 861-9148

事務費

年月日：2021年(R3)12月27日
内容：事務用品(封筒・長形3号) 877円
充当割合：751円 (877×6/7)
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

2021年12月27日

領 収 書

玉城事務所

様

一連No000007
領収No020874

¥877-

税抜
消費

(但し事務用品代として
正に領収致しました)

収入印紙

合同会社
南風原事務用品

南風原町照屋331番地
TEL (098) 889-3701

印刷面を内側に折って保管願います

事務費

年月日：2022年 (R4) 2月 3日
内容：事務用品 (封筒印刷代) 20,000円
充当割合：17,142円 (20,000×6/7)
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

領 収 証

2022年 2月 3日

玉城武光相談事務所 御中

金額									
			¥	2	0	0	0	0	

印
紙

上記の金額正に領収いたしました。

但し 封筒代々々


中村印刷株式会社
 〒901-1102 沖縄県島尻郡南風原町
 TEL 098-835-6560 FAX 098-835-6561
 Mail: letter@nakamura-iryo.co.jp

事務費

年月日：2022年(R4)2月15日

内容：パソコン(中古) 34,800円(充当限度額 100,000円)

充当割合：29,828円 (34,800×6/7)

充当理由：政務活動費として6/7充当した。

領 収 証

玉城 武光

様 No. _____

★ 34,800-

但 10733-掛として
R4年 2月 15日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内 訳
	税抜金額
	消費税額等(%)

ココヨ ウケ-107

PCリサイクル倉庫
-DEPOSITO DE RECYCLE-
〒902-0075 沖縄県那覇市国場55番地
TEL 098-851-8537

事務費

年月日：2021年(R3)12月27日

内容：事務用品(クリアファイル) 1,167円

充当割合：1,000円 (1,167×6/7)

充当理由：政務活動費として6/7充当した。

2022年03月04日

領収書

一連No000038
領収No021217

玉城武光

様

¥1,167-

(但し事務用品代として
正に領収致しました)

税抜金
¥1,000
消費税
¥167

収入印紙

合同会社
南風原事務用品

南風原町照屋331番地
TEL (098) 889-3701

印刷面を内側に折って保管願います

経費区分別支出一覧表

経費区分 人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/4	事務員 給与4月分	80,000	全額	80,000
6/4	事務員 給与5月分	80,000	全額	80,000
7/5	事務員 給与6月分	80,000	全額	80,000
8/5	事務員 給与7月分	80,000	全額	80,000
9/6	事務員 給与8月分	80,000	全額	80,000
10/5	事務員 給与9月分	80,000	全額	80,000
11/5	事務員 給与10月分	80,000	全額	80,000
12/5	事務員 給与11月分	80,000	全額	80,000
1/6	事務員 給与12月分	80,000	全額	80,000
2/4	事務員 給与1月分	80,000	全額	80,000
3/4	事務員 給与2月分	80,000	全額	80,000
4/6	事務員 給与3月分	80,000	全額	80,000
7/14	労働保険 令和3年度	8,640	全額	8,640
人件費 充当合計		/	/	968,640

人件費

政務活動にかんする内容のため全額充当

領収証

玉城武光事務所様

No. _____

★ 金 80,000円也

但し 4月度給与として

2021年 5月 4日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

D211R18

領収証

玉城武光事務所様

No. _____

★ 金 80,000円也

但し 5月度給与として

2021年 6月 4日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

D211R18

領収証

玉城武光事務所様

No. _____

★ 金 80,000円也

但し 6月度給与として

2021年 7月 5日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

D211R18

人件費

政務活動にかんする内容のため全額充当

領 収 証

玉城武光事務所様

No. _____

★ 金 80,000円也
 但し 7月度給与として
 2021年 8月 5日 上記正に領収いたしました

収 入
 印 紙

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等



D211R18

領 収 証

玉城武光事務所様

No. _____

★ 金 80,000円也
 但し 8月度給与として
 2021年 9月 6日 上記正に領収いたしました

収 入
 印 紙

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等



D211R18

領 収 証

玉城武光事務所様

No. _____

★ 金 80,000円也
 但し 9月度給与として
 2021年 10月 5日 上記正に領収いたしました

収 入
 印 紙

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等



D211R18

人件費

政務活動にかんする内容のため全額充当

領収証

玉城武光事務所様

No. _____

★ 金80,000円也

但し10月度給与として

2021年11月5日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収入
印紙

D211R18

領収証

玉城武光事務所様

No. _____

★ 金80,000円也

但し11月度給与として

2021年11月5日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収入
印紙

D211R18

領収証

玉城武光事務所様

No. _____

★ 金80,000円也

但し12月度給与として

2021年1月6日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収入
印紙

D211R18

人件費

政務活動にかんする内容のため全額充当

領 収 証

玉城武光事務所 様

No. _____

★ 金 80,000 円也

但 し 1 月 度 給 与 金 として

2022 年 2 月 4 日 上記正に領収いたしました

内 訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙



D211R18

領 収 証

玉城武光事務所 様

No. _____

★ 金 80,000 円也

但 し 2 月 度 給 与 金 として

2022 年 3 月 4 日 上記正に領収いたしました

内 訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙



D211R18

領 収 証

玉城武光事務所 様

No. _____

★ 金 80,000 円也

但 し 3 月 度 給 与 金 として

2022 年 4 月 6 日 上記正に領収いたしました

内 訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙



D211R18

人 件 費

令和3年度 労働保険特別会計 令和3年度 (項・目) 保険料収入 (項・目) 一般拠出金収入 (項・目) 一般拠出金収入 (項・目) 雑収入 (目) 追徴金 (目) 延滞金 (目) 延滞金 (目)

労働保険番号
 都道府県 所求 管轄(1) 番号(2) 枝番号
 47 101037020-000
 取納年月日(元号:令和は9) 取納区分 取納コード
 7-03 62 7-03-07-14
 会計年度(元号:令和は9) 年度
 7-03

(住所) 前風原町宮照屋305-1
 (氏名) 玉城武光 殿
 令和3年7月14日 右合計額及び右確定取納額を領収しました。
 労働保険特別会計
 厚生労働省 労働基準監督署
 主任収入官吏 労働基準監督署長 八尋 隆
 労働分任課長 大貫 一
 厚生労働事務官
 労働基準監督官
 厚生労働技官

① 労働保険料	② 一般拠出金	③ 追徴金	④ 延滞金	合計額 ①+②+③+④	期分
11520	119			11539	3年度 概算算 増加繰替・確定
					3年度 年度更新時 事業廃止時
					年 月 日から 年 月 日まで
					金融機関名 本店支店名 郵便番号 郵便番号 氏名 内証券 受領 円

IA 001825-02

<計算式> 11.520 円 - 2.880 円 = 8.640 円 充当金額 8.640 円 充当割合金額

政務活動に関するため

令和3年度 雇用職員申告票

議員名 玉城 武光

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和3年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名 [Redacted] (印)

住所 [Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員

玉城 武光 (印)

勤務の実態を証する提出書類

- 出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 玉城 武光 】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随員（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整等	5%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等） 等	5%
	広聴広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配布等	5%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成等	50%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知連絡、調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営等	20%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成等	5%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務	・政党の会議準備や資料の作成 ・後援会の名簿管理 等	0%

令和3年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

玉城武光 

被雇用者



統一様式-⑤

雇用契約書

氏名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住所	■■■■■ ■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 3年 4月 1日 ~ 令和 4年 3月31日
主な就業場所	玉城武光事務所 南風原町字照屋305-1 コーポ大てる1-B
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類の作成
就業時間	午前11時から午後4時まで(5時間)
休日	土、日、祝日
給与(賃金)	月給 80,000円 (時給 1,000円 月16日勤務)
給与支払日	毎月月末〆切 翌月5日支払い
支払方法	直接払い 口座振替
備考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 3年 4月 1日

雇用者 氏名

玉城武光 印



被雇用者 氏名

■■■■■ 印

印



令和3年度 雇用職員出勤簿

【 4 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
●	●			●		●	●	●			●		●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●			●		●	●	●				●	●		

【 5 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					●	●			●	●	●	●	●	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	●		●	●	●			●	●	●	●				●

【 6 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●		●	●			●		●	●	●				●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
●	●	●			●		●	●	●				●	

【 7 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
●	●			●		●	●	●			●		●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
●			●	●	●					●		●	●		

令和3年度 雇用職員出勤簿

【 8 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	●	●		●	●				●	●	●	●		

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●	●		●	●			●		●	●	●				

【 9 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
●	●	●			●		●	●	●			●		●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
●	●				●	●		●			●		●	

【 10 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●			●		●	●	●			●		●	●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
		●		●	●	●				●		●	●		

【 11 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
●	●		●	●			●		●	●	●			●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	日
●		●	●			●		●	●				●		

令和3年度 雇用職員出勤簿

【 12 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
●	●	●			●		●	●	●			●		●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●	●			●		●	●				●		●		

【 1 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		●		●	●	●				●	●	●	●	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	●		●		●			●		●	●	●			●

【 2 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	●	●	●			●	●	●	●				●	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
●	●	●			●	●		●	●			●			

【 3 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	●	●	●			●		●	●	●			●	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
●	●	●				●		●	●			●		●	